

統合認証サービスの運用開始

情報メディア基盤センター 上繁 義史

長崎大学において、利用者 ID を発行する情報システムが多数設置されるようになり、情報システムごとに利用者 ID とパスワードを発行していた。これにより管理者の ID の発行や管理のコストが増大するだけでなく、利用者の ID 管理が煩雑化するという問題が生じた。また、情報システムによって対応窓口が異なっていたため、利用者の利便性を損なうこととなった。

この状況を改善するために、平成 20 年 8 月、長崎大学では多種多様な利用者 ID を改める基盤として、長崎大学 ID（以下、長大 ID という）を策定し、統合認証システムを構築することを決定した。この決定に基づき、平成 22 年 3 月に統合認証システムを導入し、センター規定の整備の上、平成 23 年 3 月 14 日より長大 ID による統合認証サービスを開始した。

1. サービスの概要

統合認証システムは、図 1 に示すように、長崎大学の構成員の氏名、所属、在籍期間などに関する個人データを取得して長大 ID を作成・登録する。個人データの入力源としては、人事・給与システム（教職員（番号のある者））と学務情報システム（学生）からのデータ自動連携、担当職員による直接入力（前記以外）がある。

統合認証システムは長大 ID による認証の仕組みを以下の 3 種類提供する。

- (1) シングルサインオン機能と連携したポータルサイトでの認証
- (2) 統合認証システムの LDAP と連携した個別の情報システムにおける認証
- (3) Radius 認証

長大 ID に関する対応窓口として、情報メディア基盤センターと学術情報部情報企画課に窓口を設置し、センターの Web やチラシ配布などにより周知を行った。

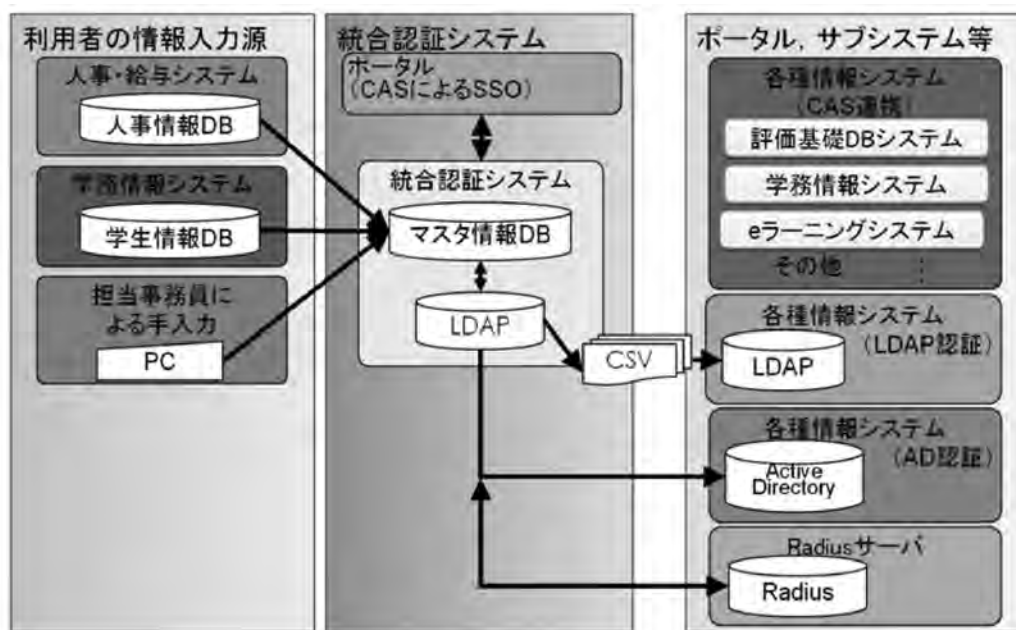


図 1 統合認証サービスを支えるシステムの関係

2. 長大 ID

2.1 長大 ID の種類

長大 ID は 10 桁で構成され、

[ID 種別のアルファベット 2 桁][数字 8 桁]

と定義し、表 1 のような種別を定義した。大分類として、学生、教職員、それ以外の 3 種類を定義し、大分類ごとに小分類を定義し、全ての小分類に対して長大 ID を決定した。

表 1 長大 ID の種別

| ID の発行対象者 | | ID の形式 | 備考 |
|-----------|---------------------------------|-------------|--|
| 大分類 | 小分類 | | |
| 学生 | 学部生，大学院生，研究生，特別聴講生，科目等履修生，短期留学生 | bb[英数字 8 桁] | <ul style="list-style-type: none"> ● H23/3 在学者は発行済み ● 今後は入学時に自動で発行（申請不要） |
| | 上記以外の学生 | bx[数字 8 桁] | <ul style="list-style-type: none"> ● 申請により発行 ● ID 利用許可書を受け取った時点で利用可能 |
| 教職員 | 職員番号のある人 | aa[数字 8 桁] | <ul style="list-style-type: none"> ● H23/3 在籍者は発行済み ● 今後は採用日に自動で発行（採用日から申請なしに利用可能。最初のパスワード変更時にメールアドレスを申請可能） |
| | 職員番号のない人 | ax[数字 8 桁] | <ul style="list-style-type: none"> ● H23/3 在籍者は発行済み ● 今後は申請により発行（ID 利用許可書を受け取った時点で利用可能。最初のパスワード変更時にメールアドレスを申請可能） |
| 上記以外 | 研究者・研修生 | jj [数字 8 桁] | <ul style="list-style-type: none"> ● 申請により発行 ● ID 利用許可書を受け取った時点で利用可能 |
| | 派遣職員 | hh[数字 8 桁] | <ul style="list-style-type: none"> ● 申請により発行 ● ID 利用許可書を受け取った時点で利用可能 |
| | PC 端末用臨時アカウント | ee[数字 8 桁] | <ul style="list-style-type: none"> ● 申請により発行（1 申請で最大 100 個まで） ● ID 利用許可書を受け取った時点で利用可能 ● 公開講座や講習会向け ● 有効期間は公開講座等の開講期間 |

2.2 利用可能なシステム

統合認証システムの運用開始時点で、対応している情報システムは表 2 のとおりである。ID 種別に応じて、それぞれの情報システムへのアクセス権が設定されている。

学外からの利用は、IPSec-VPN（Virtual Private Network）を用いることで可能となる。IPSec-VPN による接続を行うためには、専用のソフトウェアをインストールする必要がある。その方法については、センターの HP（http://www.cc.nagasaki-u.ac.jp/gakunai/setting_vpn_00.html）にて紹介しているので、そちらを参照されたい。

※ 上記の説明は統合認証システム開始当時。平成 24 年 2 月現在、SSL-VPN により、特別なソフトウェアのインストールなしに利用可能である。

表 2 統合認証サービスに対応したシステムとそのアクセス権

| 認証方法 | 情報システムの名称 | ID の分類 | | | | |
|--|---|--------|-----|-------------|----------|----------|
| | | 学 生 | 教職員 | 左記以外 | | |
| | | | | 研究者・ 研修生 | 派遣 職員 | PC 臨時 |
| 統合認証システムに ログイン ⇒リンクをクリックで 利用可 (CAS 認証によるシン グルサインオン) | (1) 評価基礎 DB システム | | ○ | | | |
| | (2) e ラーニングシステム ※学内外のいずれからでも、下記 URL に直接アクセスして利用可 https://webclass.cc.nagasaki-u. ac.jp/ | ○ | ○ | | | |
| | (3) 学務情報システム | ○ | ○ | | | |
| | (4) 図書システム | ○ | ○ | | | |
| | (5) 動物実験計画書申請システム | | ○ | | | |
| | (6) 組換え DNA 実験計画申請システム | | ○ | | | |
| 各システムのログイン 画面から (LDAP 認証) | (7) 教育用 PC 端末 (情報メディア基 盤センター設置分) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | (8) 汎用 UNIX サーバ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | (9) 電子メール | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | (10) CALL システム | ○ | | | | |
| | (11) 証明書等自動発行システム | ○ | | | | |
| ログイン画面から (Radius 認証) | (12) ネットワーク認証 (VPN, 無線 LAN ほか) | ○ | | ○ | | |

※ 表 2 は統合認証システム開始当時のもの。平成 24 年 2 月現在、「統合認証システムにログイン」して利用できるシステムとして、「給与控除申告書作成システム」及び「物品図書請求システム」が加わっている。

3. メールアドレスについて

メールアドレスを表 3 に示す。長大 ID の種別と統合認証サービス開始時点での在学・在籍の状況によって、メールアドレスが異なっている。平成 23 年 3 月時点での在大学生と教職員については、それ以前からのメールアドレスが継続して利用可能である。

表3 メールアドレスの形式

| IDの発行対象者 | | 長大ID | メールアドレス |
|----------|--------------------------------------|----------|---|
| 大分類 | 小分類 | | |
| 学生 | 学部生, 大学院生, 研究生, 特別聴講生, 科目等履修生, 短期留学生 | bb[数字8桁] | 平成22年度以前の入学者: s00000000@cc.nagasaki-u.ac.jp(学部生) d0000000@cc.nagasaki-u.ac.jp(大学院生) d9000000@cc.nagasaki-u.ac.jp(上記以外) 平成23年度以降入学者: bb00000000@cc.nagasaki-u.ac.jp |
| | 上記以外の学生 | bx[数字8桁] | bx00000000@cc.nagasaki-u.ac.jp |
| 教職員 | 職員番号のある人 | aa[数字8桁] | 平成23年3月14日以前の在籍者: [NUNet ID]@nagasaki-u.ac.jp 平成23年3月14日以降の在籍者: [取得したメールアドレス]@nagasaki-u.ac.jp |
| | 職員番号のない人 | ax[数字8桁] | 平成23年3月14日以前の在籍者: [NUNet ID]@nagasaki-u.ac.jp 平成23年3月14日以降の在籍者: [取得したメールアドレス]@nagasaki-u.ac.jp |
| 上記以外 | 研究者・研修生 | jj[数字8桁] | jj00000000@cc.nagasaki-u.ac.jp |
| | 派遣職員 | hh[数字8桁] | hh00000000@cc.nagasaki-u.ac.jp |
| | PC端末用臨時アカウント | ee[数字8桁] | ※メールは利用不可 |

4. パスワード変更の注意

平成23年3月時点での在學生と教職員（長大IDの先頭2文字がbb, aa, axの利用者）については、以前と同じメールアドレスが利用できる。混乱を避ける意味で、電子メールのパスワードも以前のものをそのまま利用できるようにした。

その関係で、該当する利用者につきましては、下図のように、パスワード変更画面に「電子メールのパスワード同期」というチェックボックスが表示される。この欄にチェックを入れると、電子

利用者処理
アカウント情報管理 **パスワードの変更処理** 情報メディア基盤センター 情報処理事務課

新しいパスワードを入力してください。

新しいパスワード: ユーザIDと同じパスワードは設定できません
6~20文字(大文字アルファベット、小文字アルファベット、数字、記号)を使用し、16文字以内で設定してください
アルファベットと数字をそれぞれ3文字以上使用してください
* * * . の文字は使用できません
既存パスワードと同じものは設定できません

確認入力:

電子メールのパスワード同期: 電子メール等のパスワードも変更する

電子メールのパスワード同期: 電子メール等のパスワードも変更する

※注) 教育用パソコン(情報メディア基盤センター設置)、ネットワーク認証(VPN)、無線LAN(情報処理事務課)は、アカウントが凍結されます

変更 取消

図4 パスワード変更画面

メールのパスワードも長大 ID のパスワードと同一のものに変更されるようになる。一度チェックを入れたら、次回以降のパスワード変更では表示されない。

5. 統合認証サービスの効果

表 2 の情報システムにおいて、統合認証システムの認証情報を参照するために、シングルサインオン、LDAP、Radius のいずれかによる連携を行えばよく、これまで個別に行う必要があった ID 発行やパスワードの再設定といった管理コストの削減が期待される。

統合認証サービス開始後は ID 発行やパスワードの再設定の窓口を一本化できたため、大学全体でみた場合、利用者 ID の管理・運用コストの大幅な削減につながるものと考えられる。

今後、さらに表 2 に含まれていない情報システムについても、統合認証サービスが利用できるようにしていく予定である。

(資料) 長崎大学情報メディア基盤センター統合認証サービス規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、長崎大学情報メディア基盤センターにおける統合認証サービスの管理及び運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 統合認証サービスは、長崎大学（以下「本学」という。）における各種情報システムに対して利用者を認証する機能を提供し、もって当該システムの統合的かつ適正な運用を支援するとともに、利便性の向上と安心かつ安全な情報システム利用環境を提供することを目的とする。

(定義)

第 3 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報システム 情報処理及び情報ネットワークに関わるシステムをいう。
- (2) 認証 情報システムにアクセスしようとする者が、第 5 条の利用者であることを電子データを用いて確認することをいう。
- (3) 情報システム管理者 各種情報システムにおいて当該情報システムを管理する者をいう。

(統合認証サービスの提供)

第 4 条 情報システム管理者は、当該情報システムについて統合認証サービスの提供を受ける場合は、情報メディア基盤センター長（以下「センター長」という。）の承認を得なければならない。

(利用者)

第 5 条 統合認証サービスにおいて利用者として登録される者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学の役職員
- (2) 本学の学生
- (3) その他センター長が認めた者

(利用制限等)

第6条 センター長は、利用者が、情報システムの利用により長崎大学学則（平成16年学則第1号）第50条、長崎大学大学院学則（平成16年学則第2号）第38条若しくは長崎大学職員懲戒規程（平成16年規程第44号）に規定する懲戒を受けたとき又は統合認証サービスの運用に重大な支障を生じさせたときは、当該利用者の認証を停止し、又は登録を抹消することができる。

2 センター長は、情報システム管理者が、情報システムの利用により長崎大学職員懲戒規程に規定する懲戒を受けたとき又は統合認証サービスの運用に重大な支障を生じさせたときは、当該情報システム管理者が管理する情報システムに対する統合認証サービスの提供を停止し、又は取り止めることができる。

(個人情報の管理)

第7条 統合認証サービスにおける保有個人情報の取扱いについては、長崎大学個人情報保護規則（平成17年規則第6号）及び長崎大学個人情報管理規程（平成17年規程第10号）の定めるところによる。

(事務)

第8条 統合認証サービスに関する事務は、情報メディア基盤センター及び学術情報部情報企画課において処理する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、統合認証サービスの管理及び運用に関し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成23年3月14日から施行する。